

議 事 録

(令和 7 年寄居町教育委員会 第 5 回定例会)

寄居町教育委員会

令和 7 年寄居町教育委員会 第 5 回 定例会議事録

招 集 期 日	令和 7 年 5 月 2 3 日
招 集 場 所	寄居町役場 教育委員会室
開 会 閉 会 の 日 時	開会 5 月 2 3 日 午後 3 時 0 0 分 閉会 5 月 2 3 日 午後 4 時 2 5 分

出席委員

教 育 長 関根 光男（議長）

教育長職務代理者 清水 幸三郎

委 員 小林 央子

委 員 関根 薫

委 員 佐藤 幸恵

出席職員

教育総務課長 大野 芳春

生涯学習課長 横瀬 貴子

教育指導課長 大澤 正樹

教育総務課主幹 倉田 勉

教育総務課主事補 太田 安優

	開 会	○関根教育長 令和7年第5回定例会の開会を宣言します。 議事日程を朗読願います。 ○大野教育総務課長 議事日程を朗読する
日程第1	前回議事録の承認について	○関根教育長 日程第1 令和7年第4回定例会の議事録については、事務局より各委員に事前配布してあります。内容等について何かございますか。 ○小林委員 修正箇所の部分あり。その後修正。 ○関根教育長 よろしいでしょうか。それでは承認いただきましたので、前回署名委員として指名された委員は署名をお願いします。 【第4回定例会署名委員：関根委員・清水委員】
日程第2	議事録署名委員の指名について	○関根教育長 次に日程第2 議事録の署名委員を指名いたします。 小林委員・佐藤委員を指名します。
日程第3	教育長報告について	○関根教育長 続きまして日程第3 教育長報告です。 1 学校等の様子・教育長活動報告について (1)行事関係等 (2)生徒指導関係、(3)その他については、個人情報案件となりますので、非公開といたしますがよろしいでしょうか。 ○委員全員 了承 ○関根教育長 それでは非公開といたします。

日程第 4	議 案 第 2 9 号 質疑等	〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 【非公開部分につき報告内容省略】 〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜 ○関根教育長 2 小学校巡回企画展について 3 令和 7 年度第 2 回町内定例校長会について ○関根教育長 日程第 4 議案第 2 9 号 令和 7 年度寄居町一般会計補正予算（第 2 号）に対する意見の回答について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 ○大野教育総務課長 議案を朗読し、内容説明を行う ○関根委員 只今の説明で、給食センターに配属されている職員が急きょ、病気休暇を取得したことによる補正予算であることを理解しました。 その上で、歳出の給食施設費について 3 点質問します。 1 点目は、報酬についてです。計上されている予算額 1 9 1 万 5 千円は、何か月分の報酬を見込んでいるのでしょうか。町議会の議決が 6 月下旬になり、その後所定の手続きを行うと早くても 7 月に入ってから勤務になると思います。 2 点目は、契約期間についてです。報酬額から推測すると、年度末までの必要額を確保できるのではないかと思います。契約を締結する期間については、年度末までを考えているのか、それとも病気休暇を取得している職員の状況を見ながら更新していくのか、考えを伺います。 3 点目は、旅費についてです。採用された方が自宅から給食センターまで勤務する際の通勤手当であり、町の規則に基づき支給されると承知しております。計上額の 1 5 万 8 千円は 1 人の方に支給する額としては若干多いと受け止めます。積算根拠について教えてください。 ○大野教育総務課長 1 点目につきましては、今回の補正予算では 7 月以降のお支払い分として計上しております。なお、当該会計年度任用職員は 6 月から勤務していただく予定で既に公募の手続きを進めて
--------------	-----------------------------------	--

日程第 5	議 案 第 3 0 号 質疑等	おります。この 1 か月分の報酬等は町の予備費から支出いたします。 2 点目の契約期間についてですが、6 月から年度末の 3 月までを予定しております。 3 点目の旅費につきましては、既に公募の手続きを行い内定者が東松山市在住であることから、東松山駅から鉢形駅までの電車賃となっております。 ○関根教育長 他にないようですので、可決することといたしますが、よろしいでしょうか。 ○委員全員 賛成 ○関根教育長 全員賛成ですので、議案第 2 9 号につきましては、原案どおり可決いたします。 ○関根教育長 日程第 5 議案第 3 0 号 寄居町立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正に対する意見の回答について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 ○大野教育総務課長 議案を朗読し、内容説明を行う ○関根委員 2 点伺います。教育委員会事務局の所管外の内容もあると思いますが、わかればお答えください。 1 点目は、附則についてです。この議案は、昨年 の第 5 回定例会において承認可決された寄居町立学校設置条例の一部改正条例を更に改正するものです。昨年 の議案の附則は、条例施行日を令和 1 0 年 4 月 1 日としていました。今回、附則を公布の日から施行するとした理由について伺います。併せて、この議案は町議会可決後、いつ公布予定なのか確認します。 2 点目は、町公式ホームページに公開されている寄居町立学校設置条例についてです。そこには、昨年 の改正内容が明確に表示されていません。附則も加えられていません。未施行のた
--------------	-----------------------------------	--

		めなのかとも思いますが、附則は追記しておくべきと考えます。沿革情報というインデックス内に、令和6年6月27日条例第19号との表記だけがありますが、これだけでは改正の内容がわかりません。附則の追記と沿革情報への未施行ありという表記は加えるべきと考えます。この点についての見解を伺います。 ○大野教育総務課長 1点目につきまして、令和6年6月議会で議決された寄居町立学校設置条例の一部改正につきましては、令和10年4月1日に折原小学校と鉢形小学校を統合し、(仮称)城南小学校が設置されるという内容の改正でございました。したがって、令和10年までは城南小学校という名称は出てこないため、未施行分となっております。今回の議案では、(仮称)をとった「寄居町立城南小学校」に変更するという改正になっております。この改正の施行日は公布日となっており、公布日は6月議会の最終日となっております。そのため、仮称はとれますが、未施行である状態は変わりございません。 2点目の例規集につきましては、一般に公開している部分とは別に、町職員のみが更に詳しく見られる部分がございます。未施行分については、そちらで確認できるようになっておりますが、公開されている例規集では非公開となっております。 ○関根委員 公開されている条例については、附則は追記しておく必要があると思いますので、検討をお願いします。 次に、本条例改正を行うことの意義について伺います。今回の改正内容は、括弧仮称を削除し、正式に校名を寄居町立城南小学校にするものですが、この時期に、この改正を行う理由について教えてください。また、この改正により、何がどのように変わり確定するのか。先程、説明があったかもしれませんが、改めて伺います。 ○大野教育総務課長 校歌、校章、体操服等の検討にあたっては、仮称のままでは進められないため、今回改正を行うものです。
--	--	---

日程第 6	諸報告 質疑等	○関根教育長 他にないようですので、可決することといたしますが、よろしいでしょうか。 ○委員全員 賛成 ○関根教育長 全員賛成ですので、議案第 30 号につきましては、原案どおり可決いたします。 ○関根教育長 日程第 6 諸報告に入ります。教育総務課から順次報告をお願いします。 ○大野教育総務課長 1 統合小学校の基本設計等に係る住民説明会の概要について 2 工事費の支払いについて ○大澤教育指導課長 なし ○横瀬生涯学習課長 1 寄居町中学生海外相互交流事業について ○清水委員 先ほど教育総務課長から、住民説明会の概要について説明があり、その中で、城南中学校区の今後の小中一貫教育についての説明がありました。昨年 6 月に条例改正の提案があった際に考えていた内容になりますが、小中一貫教育のあり方について意見を述べたいと思います。 私は、小中学校において数十年にわたり教育に携わってきました。教育現場の変遷や様々な制度改革を経験してきた中で、常に大切にしてきたのは、次の 3 点であります。1 つ「子どもを中心に据えた教育」2 つ「地域に根ざした実践」3 つ「保護者との信頼関係」であります。そうした視点に立って考えた時に、義務教育学校への移行には、慎重であるべきであると強く感じております。 現在の寄居町においては、まずは、既存の小中学校を制度上
--------------	-----------------------	--

	維持したまま、その連携の充実を図る「小中一貫型小学校・中学校」の形でスタートをする。そして、地域の理解と実践の積み重ねを通じて初めて、制度変更の検討を始めるという手順になるかと思います。他の多くの自治体では、制度上の義務教育学校化ではなく、施設一体型や連携型の小中一貫教育を選択しているのが現状であります。 義務教育学校の導入を急いだ場合いくつかの懸念と課題が考えられます。まず1つ目に「校長一人体制の負担増と運営の限界」であります。義務教育学校では、1人の校長が、9学年を一手に担うため、校務、教職員管理、教育課程の整合性等々多方面にわたって、過大な負担がかかることが想定されます。現在の二人体制であれば、小中それぞれの専門性と文化を生かした丁寧な学校運営が可能であります。また現在県内に2校ある義務教育学校の実践例や課題等をしっかりと見据え、その実践を踏まえた上でなければ、想定される懸念事項が現実になってしまった時、かえって取り返しのつかない逆効果になってしまいます。 2つ目に、義務教育学校に移行すると小学校の卒業式と中学校の入学式が省略されるケースが多く見られます。これは、形式的な問題ではなく、子供たちにとって大きな達成感や新たなスタートへの高揚感を奪うことになりかねません。寄居町内の他の小中学校では、「卒業・入学」という明確な節目を経験する一方で義務教育学校に通う子供たちだけが、それを味わえないとすれば、保護者や地域の理解を得るにはほど遠くなると思われます。「夢」と「誇り」を育てる場として式典の重みは、大変重要であります。 3つ目に懸念されるのが「制度移行」による教員配置や免許制度の壁」であります。現在、教員の免許区分や人事制度の現行規定と義務教育学校の運用は、必ずしも整合性がとれておりません。そのため、教職員によっては、担当する仕事の負担増や配置困難を招くことが懸念されます。これについても、校務分掌のあり方の研究、教職員の人材確保の検討等々、制度導入以前に充分に対策が練られていることが必要であります。児童生徒が生き生きと夢をもって学校生活を送る基盤整備としてこれらの懸念材料をしっかりと払拭しておく必要があると思います。 次に懸念されるのは、「地域や保護者への理解の不十分さ」であります。「地域に根ざした実践」これを教育の基本理念として大切にしてきましたと最初にお話ししましたが、この「義務教
--	--

日程第 7	行事予定 質疑等 協議事項	育学校」という制度が、今、どうして必要なのか。また、町内の他の小中学校と異なる学校体制にどうしてする必要があるのか。制度改革の根本的な疑問、裏を返せば、制度改革を推進する動機付けともなる疑問に正対して、丁寧な説明と実践に基づくしっかりとした理解の定着が必要不可欠であると思います。制度ありきで進めることは、かえって信頼を損なう恐れがあると考えます。 教育の質は、「制度」よりも「実践」によって高まります。小中一貫教育の理想を実現するために、まずは既存制度の中で実践を積み上げ、地域に根ざした教育連携を深めていくことが最も現実的且つ効果的であると思います。地域の教育の未来を真に見据えるならば、制度変更を急ぐのではなく、現状に適した実践を通じて、信頼を得た先に、選択肢の一つとして義務教育学校化を検討すべきであり、そのためには、少なくとも、数年単位の準備と精査が必要であると考えます。 ○関根教育長 次に 5 月 24 日から 6 月末までの行事予定を別紙により報告をお願いします。 ○大野教育総務課長、大澤教育指導課長、横瀬生涯学習課長 「今後の主な行事予定」に沿って、各課から行事日程を報告する。 ○委員全員 なし ○関根教育長 日程第 7 協議事項に入ります。 協議事項 1 委員提案の協議事項について、委員さんから何かございますか。 ○小林委員 小中学校のトイレ掃除について、業者による清掃を実施しているか伺います。 ○大野教育総務課長 便器の尿石除去清掃業務については、委託により実施しております。
--------------	------------------------------------	---

		○小林委員 予算の関係もあり難しいかもしれませんが、便器を含めたトイレ全体の清掃を業者をお願いしたいです。 ○大野教育総務課長 検討させていただきたいと思います。 ○関根委員 5月8日に東京都立川市の小学校で、あつてはならない暴力事件が発生しました。この事件を受けて、校長先生方への周知など、何らかの対応をされたのか伺います。 ○大澤教育指導課長 県の通知や方針に則り、各校でマニュアルを作成し、対応いただいております。また、今回の事件を踏まえて改めて周知を図りたいと思います。 ○小林委員 以前学校では、刺股を使った防犯訓練を行っていたと思いますが、現在も実施しているのか伺います。 ○大澤教育指導課長 全ての学校で刺股を使っているわけではございませんが、防犯訓練は各校で実施しております。 ○関根教育長 続きまして、協議事項2 次回定例会の日程について協議をお願いします。 ○委員全員 協議を行う ○関根教育長 協議の結果、次のとおり令和7年第6回定例会を決定します。令和7年6月27日(金) 15時00分より行います。 ○関根教育長 以上をもちまして、本日の委員会は閉会といたします。
	閉会	